

令和7年度 第3回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 欠席委員 無し

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 欠席委員 無し

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 川畑 伸之

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案 第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

議案 第11号 あっせん委員の指名について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和7年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席で総会は成立します。</p> <p>それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>5/23 国営沖永良部土地改良事業促進協議会総会</p> <p>5/27 奄美群島農政推進協議会総会</p> <p>5/27 奄美地区農業委員会連絡協議会総会</p> <p>5/28 全国農業委員会会長大会</p> <p>6/8 さとうきびまつり</p> <p>について説明。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、8番 前原伸治委員と9番 幸山利忠委員を指名します。</p> <p>なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。</p> <p>報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は10件で、全て相続によるものです。</p> <p>あっせん希望は8番と9番で、ほかは無しです。</p> <p>詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>それでは次に議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1番 住吉字興ノ木俣〇〇2,537㎡を含む3筆計4,933㎡、贈与。 譲渡人 岐阜県各務原市〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>2番 田皆字萬当〇〇198㎡を含む6筆計9,086㎡、贈与。 譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>3番 下城字ヤスラ〇〇703㎡を含む8筆計19,574㎡、贈与。 譲渡人 新城〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>4番 新城字内穴張〇〇1,527㎡、贈与。 譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 上城〇〇さんです。</p>

	<p>5番 竿津字新川〇〇2,768 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 兵庫県川西市〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>6番 芦清良字タツ〇〇5,143 m<sup>2</sup>、贈与。 譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>7番 黒貫字窪田〇〇319 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 兵庫県姫路市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さんです。</p> <p>8番 瀬利覚字大平宗〇〇516 m<sup>2</sup>、売買。 譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p>
2番推進委員	<p>1番を説明します。譲渡人と譲受人は従兄弟です。畑はきびを植えています。機械類は友達から借りています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
6番農業委員	<p>2番を説明します。譲渡人と譲受人は従兄弟です。畑はきびを植えています。機械類も実家の田皆に置いてあるのを使用しています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
6番推進委員	<p>3番を説明します。譲渡人と譲受人は兄弟です。畑はきびを植えてあります。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
6番推進委員	<p>4番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。畑はきびを植えています。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
8番農業委員	<p>5番を説明します。譲渡人と譲受人は不動産会社を介して売買しました。畑は除草剤をかけてあり、ばれいしょを植える予定です。譲受人は認定新規就農者で機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
9番推進委員	<p>6番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。畑はきびを植えています。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
10番推進委員	<p>7番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。畑はハウスでマンゴーを植えてあります。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
10番農業委員	<p>8番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。畑はきびを植える予定です。機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>

議長	<p>ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。(意見、質問なし) 議案第9号について賛成の方は挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成ですので、議案第9号は許可決定とします。</p>
議長	<p>次に議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10-1号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和7年9月1日になります。 貸出期間が1年間の分が918㎡、出し手が1名、受け手が1名です。 貸出期間が2年間の分が4,357㎡うち更新分が4,357㎡、出し手・受け手・更新分いずれも1名ずつです。 貸出期間が5年間の分が104,373㎡うち更新分が65,946㎡、出し手が14名うち更新分が9名、受け手が9名うち更新分が6名です。 貸出期間が10年間の分が51,438㎡うち更新分が30,746㎡、出し手が7名うち更新分が5名、受け手が8名うち更新分が6名です。 詳細については一覧表をご覧ください。</p>
事務局	<p>議案第10-2号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権について説明します。移転時期はいずれも令和7年9月1日になります。 1番から3番 赤嶺字大里〇〇1,650㎡を含む3筆計4,397㎡ 赤嶺〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p>
議長	<p>議案第10号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。</p>
議長	<p>議案第11号あっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11-1号あっせん委員の指名について説明します。 屋字母字真田原〇〇2,721㎡、所有者 兵庫県神戸市〇〇さん 売買で上限額が〇〇円、畑かんの事業が導入される予定なのでそれなりの価格になっています。現在、耕作している方は購入しないとのことです。 価格は応相談とのことです。</p>
事務局	<p>議案第11-2号あっせん委員の指名について説明します。 芦清良字小名覇〇〇3,013㎡、所有者 千葉県市川市〇〇さん 売買で反当り〇〇万円となっています。 この価格では耕作者は購入しないとのことです。</p>

事務局	<p>議案第 11-3 号あっせん委員の指名について説明します。</p> <p>芦清良字大野〇〇1,436 m<sup>2</sup>を含む 3 筆計 4,137 m<sup>2</sup></p> <p>所有者 奈良県生駒市〇〇さん</p> <p>売買で 1 番が反当り〇〇万円、2 番と 3 番が反当り〇〇万円～〇〇万円となっています。以上です。</p>
9 番推進委員	<p>補足説明をさせてください。</p> <p>11-2 号の畑ですが、この価格では耕作者は購入しないとのこと。</p> <p>所有者からあっせん価格は〇〇円/反と聞いていますが価格は応相談とのこと。</p> <p>11-3 号の畑ですが、1 番は基盤整備済みで 2 番と 3 番は未実施でトラクターが入るのも苦勞する畑なので 1 番の畑の半値でもいいかと思いますが、ばらばらに売ると不平等になるのでとりあえずは 3 筆まとめたのあっせんをしたいと思います。</p> <p>あと、11-3 号の屋子母のあっせんについてですが、2 倍近くの単価になっているのであっせん委員としてはあっせん価格未満では交渉できないので「相談に応ず」と記載があれば話ができますが。</p>
5 番農業委員	<p>次回からあっせん申込書に「相談に応ず」という項目を追加して申込者にチェックさせることにしたらいいと思います。</p>
事務局	<p>次回からそのようにチェック欄を追加したいと思います。</p>
議長	<p>それでは議案第 11-1 号のあっせん委員ですが、屋子母なので田尻委員と栄功助委員をお願いします。</p> <p>議案第 11-2 と 3 号のあっせん委員ですが、芦清良なので芦村委員と田畑委員をお願いします。</p> <p>それでは、以上を持ちまして議題事項は終了いたします。</p> <p>おつかれさまでした。</p> <p>上記のとおり相違ないことを確認し署名する。</p> <p>令和 7 年 6 月 25 日</p> <p>議 長 沖 道人 署名委員 前原 伸治 署名委員 幸山 利忠</p>